

原動機付自転車の再登録をお考えの方へ、必ずお読みください。

原動機付自転車及び小型特殊自動車は、軽自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車と異なり、一時抹消制度がありません。

軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、制度上、道路を走行していない車両や、ナンバープレートの交付を受けていない車両であっても課税対象になります。

一時的に廃車した原動機付自転車を、4月1日（賦課期日）をまたいで同一名義人（または同居のご家族の名義）で再登録した場合、引き続き、車両を所有されているものとみなして、その年度の軽自動車税（種別割）を納付していただくことになります。

また、軽自動車税（種別割）を免れるために、原動機付自転車を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第463条の22の規定により**100万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

【廃車が認められず、遡って軽自動車税（種別割）の課税対象となる場合の例】

- ・しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをするが、車体はそのまま所有し続ける。
- ・故障して使用できない状態のため廃車手続きをするが、修理ができれば再登録する予定である。
- ・友人に譲るつもりで廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用する予定である。

上記の場合を含め、同一名義人（または同居のご家族の名義）による原動機付自転車の一時的な廃車と再登録は認められません。

すでにナンバープレートを返却した場合であっても、遡って軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

【すでに一時的に廃車をしてしまった場合】

廃車年月日まで遡って再登録（ナンバープレートは新しく交付します。）し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税（種別割）を課税いたしますので、廃車申告書とご本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちのうえ、課税課までお越しください。

〒166-8570
東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区役所課税課税務管理係
TEL：03-3312-2111（代表）
FAX：03-5307-0696

参考条文（抜粋）

地方税法

（軽自動車税の納税義務者等）

第四百四十三条 軽自動車税は、（中略）軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、（中略）当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）

第四百六十三条の二十 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（種別割の脱税に関する罪）

第四百六十三条の二十二 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

杉並区特別区税条例

（種別割に関する申告又は報告）

第 44 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

（種別割に係る不申告等に関する過料）

第 45 条 軽自動車等の所有者等又は第 38 条の 2 第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第 46 条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、区長に対し、第 44 条第 1 項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（中略）をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。（後略）

8 第 1 項又は第 5 項の標識及び第 6 項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、区長に対し、第 44 条第 3 項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

道路運送車両法

（定義）

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

（一時抹消登録）

第十六条 登録自動車の所有者は、（中略）その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

上記のとおり、原動機付自転車は「自動車」に含まれないため、一時抹消登録をすることはできません。